

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇内縁の妻は配偶者控除の対象となるか

Q：内縁の妻をもつ友人の話だと、正妻でないから配偶者控除を受けられないと言っていました。本当ですか。

A：友人の話は本当です。

【解説】

現在の税法の取扱いでは、内縁の妻は配偶者控除を受けられないことになっています。法文化はされていませんが、国税庁長官の通達では、内縁の妻は配偶者に該当しないこととされ、そのため配偶者控除を受けることができないのです。

従って、できれば役所に婚姻届を出して控除を受ける方が税法上有利といえます。

ただし、配偶者控除の判定の時期は12月31日なので、平成8年の今年に婚姻届を提出しても、平成7年分の確定申告での配偶者控除にはできませんので、ご注意ください。

なお、内縁の妻との間に生まれた子については、認知により法律上の子としての地位を取得しますので、この場合には、扶養親族としての要件を備えていれば扶養控除が受けられます。

扶養控除の対象となる扶養親族とは、

- ①所得者と生計を一にする親族で、
- ②その親族の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

ただし、青色事業専従者として給与の支払を受けている人及び白色事業専従者になっている人は除かれます。

